

民法

(債権法)

改正の 現状

1 時効期間と起算点

民法改正問題特別委員会 副委員長 山形 康郎

1 問題の所在

法制審議会民法（債権関係）部会においては、職業別に時効期間を細かく区分する短期消滅時効制度（民法170条～174条）を廃止するとともに、債権の原則的な時効期間を10年から短縮化することなどについて議論が進められている。その際、問題となるのは、時効期間のみならず、その起算点をどのように考えるかという点である。

2 法制審議会での審議状況

中間論点整理後のいわゆる第2ステージにおいては、以下のような考え方が提示され、これをベースに議論がなされている。

(1) 短期消滅時効の廃止とそれに伴う対応

短期消滅時効を廃止するとしても、廃止したことに伴う措置が問題となる。

一つには、一定の債権を対象とする新たな短期の消滅時効は設けないものとするという考え方（甲案）、元本が一定の額に満たない債権について短期（例えば権利を行使することができる時から2年間）の消滅時効を設けるという考え方（乙案）、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権

について短期（例えば弁済期から3年間）の消滅時効を設けるという考え方（丙案）、などが議論されている。

(2) 時効期間と起算点

時効期間と起算点については、「権利を行使することができる時」という客観的起算点（民法第166条第1項参照）を維持した上で、時効期間を比較的短期（例えば5年間）とする考え方（甲案）、債権者の認識等の主観的事情を考慮した起算点（主観的起算点）から始まる「3年／4年／5年」という短期の時効期間と、「権利を行使することができる時」という客観的起算点（民法第166条第1項参照）から始まる長期（例えば10年間）の時効期間とを併置する考え方（乙案）が議論されている。

3 日本弁護士連合会の意見

日弁連では、中間論点整理におけるパブリックコメントにおいて、(1)短期消滅時効の廃止については、賛成する意見が多いとし、比較的短期の時効期間を定めるのが適当であると考えられるものについては、特別な対応が必要であるとの考えに賛成する意見が多いと述べた。しかし、どのような債権についてどのような特別な対応をするべきかについては、

原則的期間を短縮化すること（甲案）についても、少額の債権を対象とした短期消滅時効を設けること（乙案）にも反対意見が強いと述べるものの、具体的な提案までには至っていない。

また、(2)時効期間と起算点については、上記同様、原則的な時効期間を見直すことについても短縮化についても反対意見が強いと述べた。このため、起算点の見直しについても現状維持の見解をとっている。

4 大阪弁護士会の意見

大阪弁護士会では、短期消滅時効における職業別区分等を廃止することについては賛成するものの、これに伴って、原則的な時効期間を全て短縮化することについては、問題があると考えた。すなわち、多くの債権が短期消滅時効の対象や商事債権として短期の消滅時効の対象となるとしても、なお、一般市民の関係する債権の時効期間には10年を維持するのが相当であると思われるものも多数あると思われるからである。一方で、全てを10年とするものについてもあまりに長期すぎることになるものもあり、適切な対応を提案しなければ、原則的な時効期間を短縮せざるを得ないという議論の流れになると考えた。

また、時効期間の起算点についても、主観的起算点や客観的起算点を併用する見解については、複雑であるとともに、現在の判例が、権利行使が現実的に可能かどうかだけでなく、その期待可能性を考慮して具体的妥当な結論を導いている（最判2003年（平成15年）12月11日民集57巻11号2196頁）点も無視しえない点を考慮すべきであると考えた。

これらを踏まえ、下記の立法提案を行っている。

(1) 時効期間の起算点

「権利を行使することができる時」とし、現行法の規定・現在の判例の考え方を変えないものとする。また、現在の判例が、時効の起算点を期待可能性がない場合には、現実的に期待できるようになった時まで消滅時効が進行しないことも認めてい

る点を考慮し、これを明確にする趣旨で、この点も条文に示すことを提案した。^{※1}

(2) 時効期間

原則的な時効期間は、10年とする。

短期消滅時効については、

- ① 現行の短期消滅時効の規定（170～174条）は廃止し、
- ② 契約に基づき発生した債権のうち、
 - ア) 事業者間の契約に基づいて発生した債権及び消費者から事業者に対する債権については、5年間
 - イ) 事業者から消費者に対する債権については、3年間
- ③ 生命及び身体の損害に関する債権については②の対象としないこととした。

安全配慮義務違反等の契約に基づく債権の消滅時効は短縮させない趣旨である。

5 今後の展望

現在の議論において、短期化を主張する論者は、事業者に関連する等の債権を念頭に置いて議論し、現状維持を主張する論者は、一般消費者に関連する債権を念頭に置いているように思われる。中間試案の提案に向けて、いずれかに拠った改正案ではなく、両方のバランスを考慮した改正案として、大阪提案の長所を積極的に展開していくことを考えている。

※1 「ただし、権利行使を現実的に期待することができない特段の事情のあるときは、その事情が消滅した時【権利行使を現実的に期待できる時】から進行する。」とした。

※2 「契約に基づく債権」とすることで、法定債権は対象外とし、原則の10年とし、債権の帰属の変更によって時効期間は変更しないことを示すため「発生した債権」とすることとした。

※3 事業者の定義については、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいうものとしている。

※4 消費者の定義については、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）としている。

2 時効障害事由の見直し

民法改正問題特別委員会 委員 新宅 正人

1 問題の所在

現行民法の時効障害事由は、時効の中断と時効の停止に分類されている。これに対し、今般の民法改正論議においては、用語や概念を明確にするために時効障害事由を再構成することが議論されている（なお、新たな時効障害事由として提案されている当事者間の交渉・協議による時効障害については、12月号で改めて紹介する予定である。）。

2 法制審議会での議論状況

法制審議会民法（債権関係）部会の第34回会議（2011年（平成23年）11月1日）及び第2分科会第1回会議（同年12月6日）において審議されている。^{※5}

現行民法の「時効の中断」を、新たな時効期間が確定的に進行する場合に限定した上で、「時効の更新」と改称することや、現行法では短期間とされている天災等による時効の停止期間を他の停止事由と統一することについて、概ね意見の一致を見ている。

これに対し、残存時効期間が再進行する「時効の進行停止」を新たに加えて3分類とすることについては、後記4のとおり、大阪弁護士会を初めとする一部から消極意見が述べられている。

時効障害事由の再構成に伴い、執行手続が終了したことを更新事由とすることが提案されているが、執行手続の範囲や終了時期の不明確さに関してなお検討が必要とされている。

一部請求による残部への時効の停止または進行停止については、一部執行の場合との平仄など理論的な整合性に関する疑念が示されてはいる

ものの、暫定的な時効障害事由であることから反対意見は少ない。

保証人への訴え提起を通知した場合の主債務者の時効障害については、経済界からは賛成する意見もあったが、反対の方向性が大半である。

3 日本弁護士連合会の意見

時効障害事由の再構成のうち、もっとも意見が異なるのは、「時効の進行停止」の導入の可否である。個々の時効障害事由をどの時効障害のカテゴリーに分類するかということだけではなく、時効障害事由の採否やその要件にも影響するところである（特に、当事者間の交渉・協議による時効障害に関して影響が大きい。）。

日弁連は、2011年（平成23年）9月15日付の中間論点整理に対する意見書^{※6}において、反対意見が強いとしている。

4 大阪弁護士会の意見

大阪弁護士会も、「時効の進行停止」の採用に反対の意見である。いったん進行を停止した後に障害事由が終了した場合に残余の時効期間が再び進行するとすれば、時効残存期間の不明確さを招き、時効管理が複雑・困難となるのに対し、「時効の進行停止」として整理されている事由について現行法の「時効の停止」の効果を認めれば、債権者の保護として不足はないからである。

※5 審議資料及び議事録は、http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html参照。

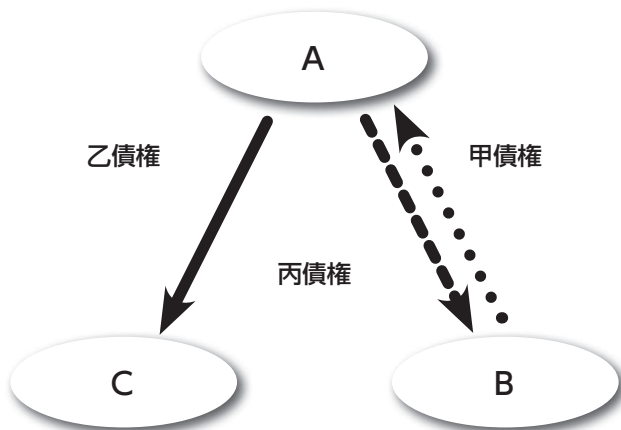
※6 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110915.html>

3 第三者による相殺

民法改正問題特別委員会 委員 北野 了 考

1 問題の所在

現行民法には規定のない相殺、具体的には、下図のBが甲債権を自動債権、乙債権を受働債権として、相殺することができるようにするかという問題である。



このような第三者による相殺は、第三者弁済（民法第474条）に類するものとして三者間の資金決済を簡易化しうる、あるいは、上図のBが物上保証人や抵当不動産の第三取得者のように他人の債務について「責任」を負担する者の場合には相殺を認めて自己の責任を免れさせて良いといった理由から、債権法改正において、規定化が議論されるようになった。

しかしながら、議論の当初から、上図のAが無資力の場合にまでBの相殺を認めると、Bが無資力のAから事実上の優先弁済を受け、B以外のAの債権者の利益が害されるという問題点が指摘されてきた。

そのため、現状では、上図のBが「利害関係」（民法第474条第2項参照）を有する場合であって、Aが無資力でないときに限り、第三者による相殺ができるようにすべきかとの観点から、議論されている。

2 法制審議会での審議状況

第三者による相殺については、前記の債権者間の公平を害するという問題点のほかにも、①上図のA

が無資力のBに対して反対債権（丙債権）を有する場合に、Bが甲債権をあえて乙債権と相殺できるとすると、Aの相殺への期待が害される、②乙債権の差押後にBが第三者による相殺をすることができるようにすると、乙債権の差押後にCが甲債権を譲り受けて相殺することを認めるのと等しく、民法第511条が潜脱される、といった問題点も指摘されている。

そのため、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」が公表された後の第2ステージでは、このような問題点を解消するための手当を置いてもおお、第三者による相殺の規定を設ける必要があるのか、審議されている。

委員からは、上図のBが相殺の意思表示をなした後になってAが無資力であると判明した場合に相殺が無効になるとすれば、無用の混乱を招くのではないかと、BがCに甲債権を譲渡するか、Cの債務（乙債権）をBが引き受けて、相殺適状を作った上で相殺すれば足りるのではないかと、前記の様な問題点をすべて回避する様な手当（規定）を置いてまで、第三者による相殺の規定を設ける実益（ニーズ）がそもそもあるのかといった立場から、規定を設けることに否定的な意見があったほか、物上保証人や抵当不動産の第三取得者がする第三者の相殺はあっても良いが、その場合、Aが無資力であっても相殺を認めなければ意味がないのではという意見もあった。

3 日本弁護士連合会の意見

日本弁護士連合会の前記「中間的な論点整理」に対する意見書においては、上図のAに対し労働債権を有する者の利益を害する可能性があることやAとBが対立する債権を有していたのに、Bが第三者による相殺を行ったことにより、AのBに対する債権の回収が困難になる場合があることなど、第三者による相殺は、第三者による弁済とは問題状況が異なり、

利害関係人の調整が複雑であるといった理由から、規定を設けることに反対の意見を表明している。

4 大阪弁護士会の意見

当会では、前記「中間的な論点整理」に対する意見書において、第三者による相殺の規定を設けることに反対の意見を表明しており、第2ステージでも同様の意見を述べている。

その理由としては、前記の様な問題点が存するほ

か、前頁のAが無資力の場合に、CがBから甲債権を譲り受けた上で、甲債権を自働債権、乙債権を受働債権として相殺ができるのであれば、Aが無資力の場合の第三者による相殺を禁ずる意味がなくなるため、かかる債権譲渡後の相殺を禁止する規定を設ける必要も生じるが、かかる規定を設けると、破産に至らないケースにまで、相殺による簡易な決済を過剰に制限する恐れも生じる等と述べている。



4 利害関係を有しない第三者による弁済

民法改正問題特別委員会 委員 北村 真

1 問題点の所在

現行規定によると、利害関係を有しない第三者は債務者の意思に反して弁済することができないとされている（民法474条2項）。他方で、債務者のために弁済した者は、債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる（民法499条・任意代位）。

その結果、利害関係を有しない第三者が債務者の意思に反して弁済をした場合、これは無効となる一方で、債務者の意思に反しない弁済の提供は有効となることから、債権者としては、利害関係のない第三者から弁済の提供がなされた場合に、それが債務者の意思に反するかどうか対応に苦慮するとの指摘がなされていた。また、利害関係を有しないものの、債務者の意思に反せず弁済をしたにもかかわらず、債権者の承諾を得られなければ代位することができないという問題もあった。

そこで、利害関係を有しない第三者による弁済を有効とすることで（民法474条2項を削除）、債権者の立場を安定させるとともに、債務者が過酷な取り立てを受ける危険を回避するために、債務者の意

思に反して弁済した者は求償権を取得しないという提案がなされていた。

しかしながら、このような考え方に対しては、そもそも、弁済において、利害関係のない第三者の関与を広く認める必要があるのか、また、求償権の行使を制限するのであれば、委託を受けない保証（民法462条）や債権譲渡（民法466条）と比較すると整合性が取れないのではないかという問題が指摘されていた。

2 法制審議会での議論状況

そこで、法制審議会において、次のような提案がなされた。

ア 利害関係を有しない第三者による弁済について、債務者ではなく、債権者の意思に反して弁済することができない旨の規定に改めるという考え方

イ 利害関係を有しない第三者は債務者の意思に反して弁済ができないという規律（民法第474条第2項）について、

【甲案】 利害関係を有しない第三者であっても、債務者の意思にかかわらず弁済をすることができる（民法474条2項を削除する）

ものとした上で、債務者の意思に反して弁済をした者は求償権を取得しない旨の規定を設けるものとする。

【乙案】民法474条2項を維持するものとする。

ウ 上記イにおいて甲案を採用する場合には、第三者が弁済をしたときは、当該弁済者は、委任、事務管理又は不当利得により求償権を取得する旨の規定を併せて設けるという考え方

3 大阪弁護士会の意見

大阪弁護士会としては、従来は、イ【乙案】賛成の立場をとってきた。

これは、利害関係を有しない第三者による弁済が債務者の意思に反する場合に、これを有効として債権者を保護しなければならない必要があるのか疑問があること、本来弁済は契約当事者間における契約の拘束力に基づく結果の問題であって、利害関係のない第三者の関与を広く認める必要があるのか疑問であること、利害関係のない第三者が弁済を希望するのであれば債権者との間で、保証契約を締結するか、並存的債務引き受けをすれば足りると考えられ

ることになった。

しかしながら、この立場を前提とする限りは、債権者は、利害関係のない第三者による弁済に関して、債務者の意思に反するのかどうかの判断というリスクを常に抱えなければならないこととなり、また、債権債務の関係を、当事者間における契約の拘束力の問題としてではなく、債権債務という一つの財産権の去就として位置付けると、利害関係を有しない第三者による債務者の意思に反する弁済であったとしても、これを必ずしも「無効」とする必要はなく、これを「有効」として、その後の問題は事後的処理として検討すれば足りると考えられた。そして、求償権に関しても、委託を受けない保証や債権譲渡との整合性を考えると、債権者の意思的な関与があれば、債務者への求償権を制限する理由はないことになる。

そこで、大阪弁護士会の意見としては、従来の見解を改め、アの考え方に賛成する立場をとることにしたものである。

なお、ウについては、求償権に関する原則的規定を設けるという観点から、これに賛成するものである。

非訟事件手続規則、家事事件手続規則、非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の公布について

- ・ 非訟事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第7号）
- ・ 家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）
- ・ 非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成24年最高裁判所規則第9号）

標記の規則公布について、日弁連を通じて最高裁判所から通知が参りました。日弁連会員専用ページ「お知らせ」欄に標記情報が掲載されておりますのでお知らせいたします。

日弁連会員専用サイト → <https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi>